

魚津市告示第73号

市税の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき、市税の収納事務を次のように委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項及び魚津市会計規則（平成29年魚津市規則第3号）第20条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

魚津市長 村椿 晃

- 1 収納の事務を委託した者
 - (1) 主たる事務所の所在地及び代表者名
 - ア 富山市堤町通り1丁目2番26号
株式会社北陸銀行
代表取締役頭取 庵 栄伸
 - イ 東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号
地銀ネットワークサービス株式会社
代表取締役社長 長谷川 芳完
 - (2) コンビニエンスストア
 - ア 株式会社しんきん情報サービス
 - イ 株式会社セイコーマート
 - ウ 株式会社セブンーイレブン・ジャパン
 - エ 株式会社ファミリーマート
 - オ 株式会社ポプラ
 - カ ミニストップ株式会社
 - キ 山崎製パン株式会社
 - ク 株式会社ローソン
 - (3) スマートフォン等の決済サービス提携先
 - ア ウェルネット株式会社
 - イ LINE Pay株式会社
 - ウ Pay Pay株式会社
 - エ 株式会社NTTドコモ
 - オ KDDI株式会社

2 委託した事務の範囲

固定資産税、市民税県民税（普通徴収分）、軽自動車税（種別割）及び国民健康保険税の収納

3 委託した期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで。ただし、第1項第3号エ及びオについては、令和5年5月1日から令和6年3月31日までとする。

4 収納の方法

市が発行したコンビニエンスストア収納用バーコードが付されている納付書による収納

スマートフォン等の電子機器決済サービス利用による収納